

山口県報

令和2年
10月9日
(金曜日)

目 次

- 規則
 - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………一
 - 山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則(厚政課)……………二
 - 理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士修学資金貸付規則の一部を改正する規則(医務保険課)……………二



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成二十八年山口県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。

第八条(見出しを含む。)中「別表教育委員会の項第四号」を「別表教育委員会の項第五号」に改め、同条を第十号とする。

第七条の見出し中「別表教育委員会の項第三号」を「別表教育委員会の項第四号」に改め、同条中「別表教育委員会の項第三号」を「別表教育委員会の項第四号」に、「第三条」を「第四条」に改め、同条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

(条例別表教育委員会の項第三号の規則で定める事務)

第八条 条例別表教育委員会の項第三号の規則で定める事務については、第三条の規定を準用する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条(見出しを含む。)中「別表知事の項第三号」を「別表知事の項第四号」に改め、同条を第五条とする。

第三条(見出しを含む。)中「別表知事の項第二号」を「別表知事の項第三号」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(条例別表知事の項第二号の規則で定める事務)

第三条 条例別表知事の項第二号の規則で定める事務は、受給資格の認定の申請に係る事実及び当該認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十二号

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県介護福祉士修学資金貸付規則(平成五年山口県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「該当する訪問介護」の下に「、訪問看護」を加え、「介護予防訪問入浴介護」を「介護予防訪問看護又は介護予防訪問入浴介護」に改める。

第二条第一項中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十三号

理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士修学資金貸付規則（昭和六十年山口県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号中「厚生労働大臣」を「知事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。